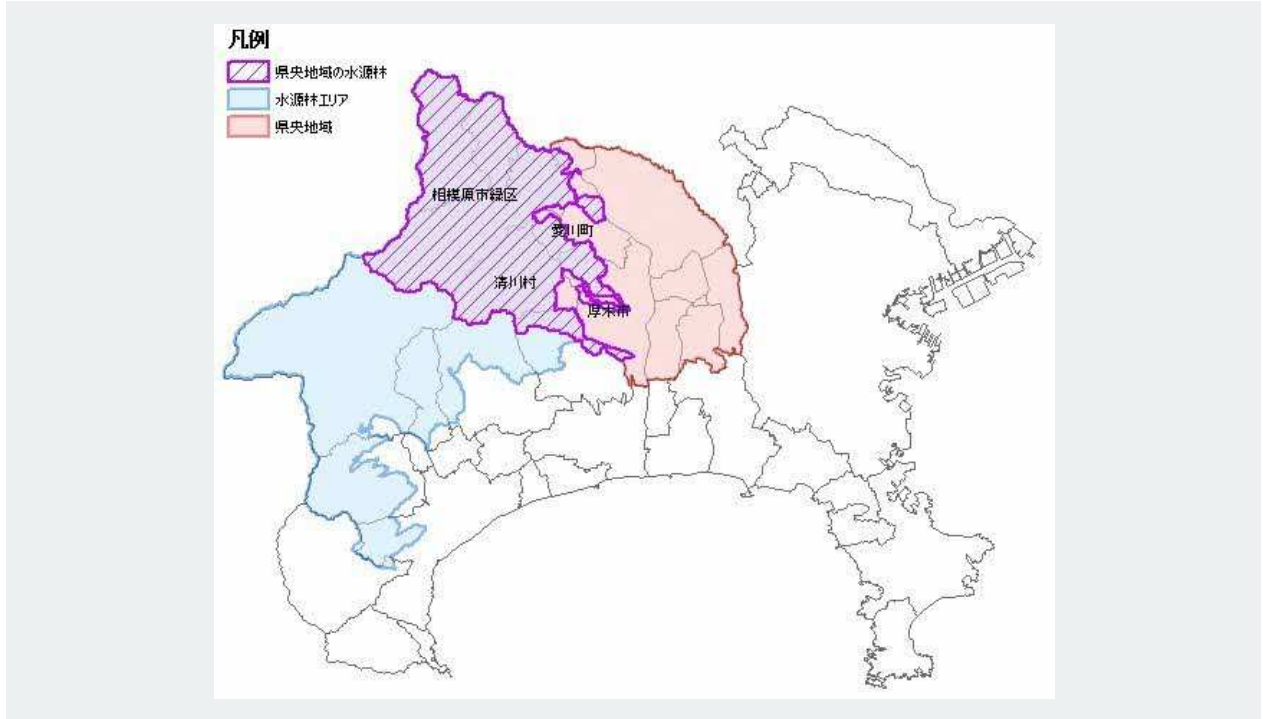
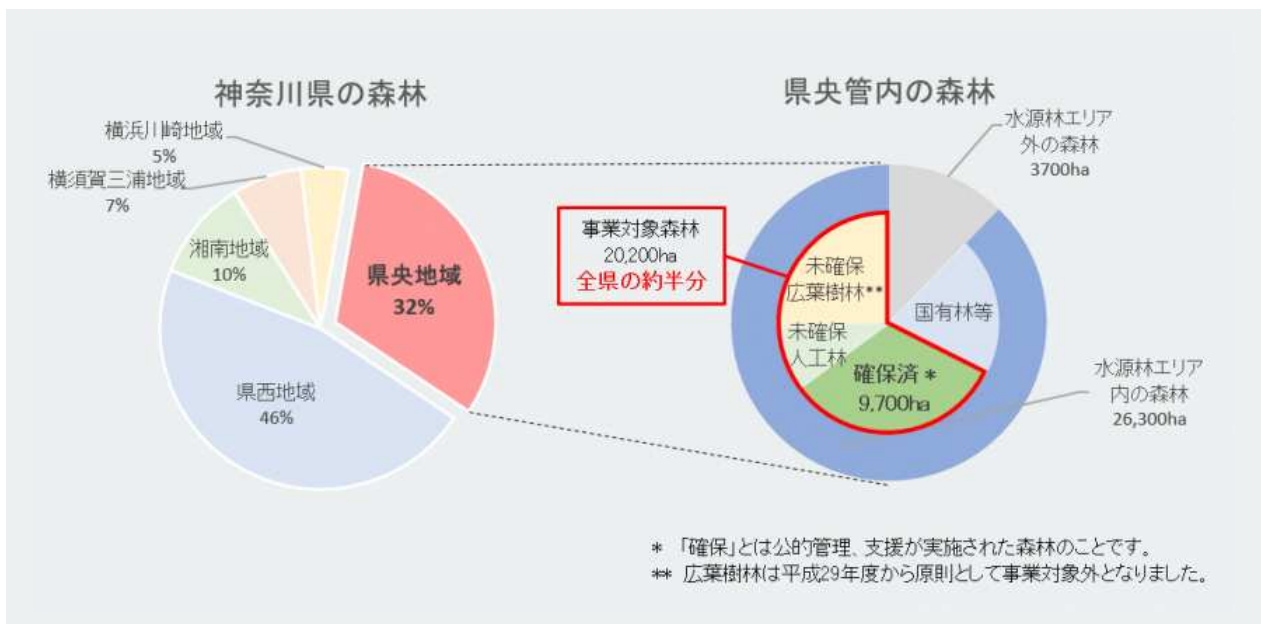


水源林について

水源林とは一般に、森林の水源涵養機能に着目して整備される森林のことをいいます。県央地域について見てみますと、県央地域の森林のうち、相模原市緑区及び清川村の大部分と、厚木市及び愛川町の一部が、水源林エリアとして指定されています。



神奈川県の中森林のうち県央地域の森林が占める割合は3割ほどですが、その約9割が水源林エリア内にあり、水源の森林づくり事業対象森林の半分を占める重要な地域になっています。



県では、将来にわたって良質な水を安定的に確保するため、「水源の森林づくり」に取り組んでいます。水源の森林づくりとは、県民共通の財産である森林を、県民と行政が力を合わせ、森林所有者とともに整備していくことにより、水源かん養はもとより、大気の浄化や土壌の流出防止など、さまざまな森林の公益的機能を高めていこうとするものです。



水源の森林づくりは、城山ダム、宮ヶ瀬ダム及び三保ダムの上流を中心とした約 60,900ha の森林を対象エリアとして、その中の私有林約 42,000ha のうち、25,800ha に対して公的管理・支援を行うことにより公益的機能の高い森林づくりを目指しています。

《水源林整備費指定寄付金》

水源の森林づくりを進めるためには長期間にわたり多額の経費が必要であり、そのため財源確保が課題になっています。皆様からの御寄附や募金は、水源の森林づくりの大切な財源となっています。この寄附金は平成 9 年度より、水源林の確保や整備に必要な財源として使わせていただいております。

水源の森林づくりでは、森林所有者の皆様のご理解・ご協力をいただきながら 6 つの手法で私有林の公的管理・支援を行っています。

協 力 協 約	森林所有者が行う森林整備の経費の一部を助成します。
長期施業受委託	森林組合等が森林所有者から森林を預かって行う森林整備・管理の経費の全部または一部を助成します。
水 源 協 定 林	森林所有者との協定（借り上げなど）により、森林を整備します。
環境保全分収林	木材生産目的の分収契約を変更し、より公益的機能の高い森林を目指して整備します。
水 源 分 収 林	森林所有者との分収契約により、森林を整備します。
買 取 り	貴重な森林や水源地域の保全上重要な森林を買い入れ、保全整備をします。

神奈川県土地利用基本計画（計画書）について

この土地利用基本計画は都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものとされている。

個別の土地利用方針は、県全体の方針として明確化し、県と市町村で意識を共有するためにもこの計画への位置づけが必要とされている。

1 県土利用の基本方向

（４）個別の土地利用方針

イ 個別の土地利用方針の内容

ｂ 水源地域の保全

人口増加に伴う水需要については、平成 13 年の宮ヶ瀬ダム完成により安定的に確保することが可能となった。さらに、これまでに確保してきた水源の維持と水質の向上をめざして、荒廃の見られる水源環境を保全・再生するため、本県では特に水源環境の保全・再生施策を展開している。

引き続き、将来にわたり県民が必要とする良質な水を安定的に確保するため、水源地域の保全に支障を来すことのない土地利用を図る。